

重大事案発生時における児童の保護者への引き渡しマニュアル

1 重大事案発生

- ①長崎市三和地区に警戒レベル4以上が発令された場合
※長崎市が「三和地区」に発表した情報を優先。また、校区内の状況も考慮する。
- ②長崎市において犯罪者の逃亡情報があり、検挙されていない場合
- ③長崎市南部や三和地区近隣に子どもに影響を及ぼすような悪質な不審者情報がある場合
- ④晴海台小校区内において火災が発生し、消火活動等の妨げとなる場合
- ⑤長崎市において地震が発生し、今後も余震が繰り返されると判断された場合
- ⑥その他の事案で、校長が必要と認める場合

2 緊急安全担当者会で協議（校長、教頭、教務主任、養護教諭）

3 臨時職員会議にて協議（協議後、各担任は教室に戻り、児童の下校準備を指示）

4 安心安全メールで保護者へ連絡

【例文】〇〇により、保護者引き渡し下校を行います。引き渡し開始時刻は〇時〇分からです。1時間以内に、迎えに来ることができない場合は、電話にてご連絡（８９２－７１１７）ください。

5 保護者へ引き渡し

- ①児童は自教室で待機し、保護者の迎えを待つ。（職員は役割分担の場所に移動）
- ②迎えに来た保護者（又は事前に申請済の親族）は職員室前廊下で誰を迎えに来たかなどを「保護者引き渡し用紙」に記入する。（又は、事前に記入済みの用紙も可）
- ③担当職員が校内放送で児童を呼び出す。
- ④保護者は児童玄関側を先頭に緑階段側に並んで待機。
- ⑤児童は赤階段を使って、1階児童玄関に降りる。
- ⑥降りてきた児童を並んでいる保護者へ引き渡す。
※児童がある程度下校した後は、児童管理を図書室で一括して行う。

6 引き渡し完了

※ 保護者へのお願い

- ① 自宅から徒歩5分以内の保護者は、徒歩での迎えも可。
- ② 車での迎えは、学校付近は一方通行とし、裏の職員駐車場には入らない。